

あしく候やらんかやうにおほせ下され候事猶々かしこまゝ入候く、繼嗣なき代の例はおほせ下され候ごとく規摸ならず候、そのぶんさたふりて候事にて候、くはしくおほせ下され候通候、かしこまゝ入候く、平城天皇後白河院例おほせ下され候ごとく、先皇御事の日のよし見えて候へども、れいにひき候はん時はそれにより候まじく候やらんと存候、久壽なぞはかれいにても、重日復日はたゞおなじ事にて候か、嵯峨天皇ふく日にて候、これは平城天皇御ふよによりてと見えて候、又仁明天皇ふく日にて候、これは先皇御事によりてなぞとも見えず候、重復日は准據おなじ事たるべく候、又御卽位の例なども候うへに、このたび御元ふく兩條の吉日をえらび申候程に、中旬にはつやく日ついで見え候はず候程に、十七日をしるし申て候、踰祚にはもちるられ候べき日も候へども、御元服にはゝかり候て例なども候はぬ程にもちるられがたく候、永觀記一見つかまつり候て返まいらせ上候、花山院例、永觀二年八月廿七日甲辰、元翫復日とするして候か、或説とて、八月廿三日庚子とするしおきて候、いづれかほんにて候やらん、この記のごとくは、八月廿七日にて候ける重日をさゝれ候て、復日をもちむられ候けり、重復日は日ついでの輕重なく候、たゞ重疊のまをはかられ候にて候、いかさま日ついでなんぞとに候うへは、申におよび候はず候、又陽成天皇は貞觀十八年十一月廿九日壬寅歸忌日とするしおきて候、重日にては候はず候、あしくばしかきおきて候やらん、かやうにこまぐとぞんちのためにおほせ下され候、猶々かしこまゝ入候、このよし申させ給候へ、あなかしく、

ちかのぶ

〔後深心院關白記〕應安四年二月廿一日乙亥、藤中納言來、余相謁語云、踰祚事可爲來月云云、被相尋日次之處、十五日廿三日廿七日云云、廿四日戊寅、入夜仲光來語云、○中略有世在弘等被尋日次、來月十五日廿三日廿七日云云、廿三日相叶後伏見院踰祚支干云云、仍可被用廿三日之由有御沙汰、